

船舶事故等調査報告書

平成25年11月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013仙第53号
事故等種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	平成25年8月13日（火） 17時24分ごろ
発生場所	宮城県仙台塩釜港塩釜第3区 宮城県七ヶ浜町所在の地蔵島灯台から真方位112°3,500m 付近 (概位 北緯38°18.7′ 東経141°06.5′)
事故等調査の経過	平成25年8月14日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーモーターボート TECHNICAL CRUISE、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	210-43148宮城、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、宮城県石巻市網地島南方沖を出発し、七ヶ浜町代ヶ崎浜船だまりに向けて仙台塩釜港塩釜第3区を航行中、速力が低下し、平成25年8月13日17時24分ごろ主機が停止して運航不能となった。 船長は、主機が始動できなかつたので、各部の点検を行ったところ、燃料油タンクが空になっていることが分かり、118番通報を行い、本船は、来援した作業艇にえい航され、18時52分ごろ代ヶ崎浜船だまりに着岸した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	本船は、船体中央に操舵席がある船外機船であった。 本船は、操舵席の計器盤に燃料計がなかつた。 船長は、網地島南方沖を出発する前、燃料油タンクを確認したところ、残量がほとんどなく、燃料油を約20ℓ給油したが、その後、主機が停止するまで、燃料油量の確認を行っていなかった。 船長は、本インシデント発生海域の航行経験が年に数十回あり、時間当たりの燃料消費量を把握しており、本船は、ふだん、燃料油が約20ℓあれば、網地島南方沖から代ヶ崎浜船だまりへ帰航することができていたので、本インシデント時は、船体に受ける抵抗が影響して燃料不足になったのではないかと思った。 本船は予備の燃料油を携行していなかつた。

	<p>本船の燃料油タンクの最大搭載量は、約100ℓであった。</p> <p>本船は、船底に貝が付着して船体抵抗が増大していた。</p> <p>船長及び同乗者は、本インシデント当時、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、仙台塩釜港塩釜第3区を代々崎浜船だまりに向けて航行中、燃料不足となったことから、主機が停止して運航不能になったものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだん給油する燃料油量で十分に間に合うものと思い、予備の燃料油を携行していなかったことから、本船が燃料不足となったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、仙台塩釜港塩釜第3区を代々崎浜船だまりに向けて航行中、燃料不足となったため、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船底に貝等が付着すれば、燃料消費が増加するので、燃料油は、余裕を持って携行すること。